

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石狩市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

石狩市長

## 公表日

平成27年7月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第15号 内閣府総務省令第5号第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第9号 内閣府総務省令第7号第8条1、2号 別表第二 第10号 内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号 別表第二 第14号 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3号 別表第二 第24号 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 別表第二 第61号 内閣府総務省令第7号第32条1、2号 別表第二 第62号 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二 第64号 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二 第70号 内閣府総務省令第7号第39条1号 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 別表第二 第94号 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二 第104号 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 別表第二 第108号 内閣府総務省令第7号第55条1、2、3、4号 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉総務課
②所属長	福祉総務課長 池田 幸夫
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号061-3292 石狩市役所 保健福祉部 福祉総務課 生活保護担当 住所: 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 電話: 0133-72-3127 ファクス: 0133-75-3189 E-mail: fsoumu@city.ishikari.hokkaido.jp

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号061-3292 石狩市役所 保健福祉部 福祉総務課 生活保護担当 住所:北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 電話:0133-72-3127 ファクス:0133-75-3189 E-mail: fsoumu@city.ishikari.hokkaido.jp
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

